

令和8年度

県税のあらまし



© 2015 秋田県 んだッチ

はじめに

私たちは毎日の生活を営む中で、国や県、市町村などの行政活動を通じて、暮らしに役立つさまざまな公共サービスを受けています。

いろいろな社会環境の整備、教育や社会福祉の充実……、それらを進めていくための費用は、みなさんの税金でまかなわれています。

特に、地方分権*の推進や高齢化社会の進行に伴い、県や市町村による公共サービスはますますその重要性を増しています。秋田県では、このような要請に応え、将来に向けた諸課題に対応するためにさまざまな施策を全力で推し進めていくことにしています。

そして、こうした施策を進めていくための財源として、県税は重要な位置を占めています。

この「県税のあらまし」は、県税の仕組みについて知っていただくために作成しました。一度お読みいただき、県税をはじめとする税への、みなさんの一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。

* 地方分権とは

国に集中している権限や財源を県や市町村に移すことにより、地域住民のみなさんと県や市町村が協力し、地域のことは地域で自分たちの責任と判断のもとに決定できる仕組みが「地方分権」です。

これにより、多様化する住民ニーズに沿った個性豊かな地域づくりや、魅力的で活気にあふれるまちづくりを進めることができます。

県税のあらましー目次

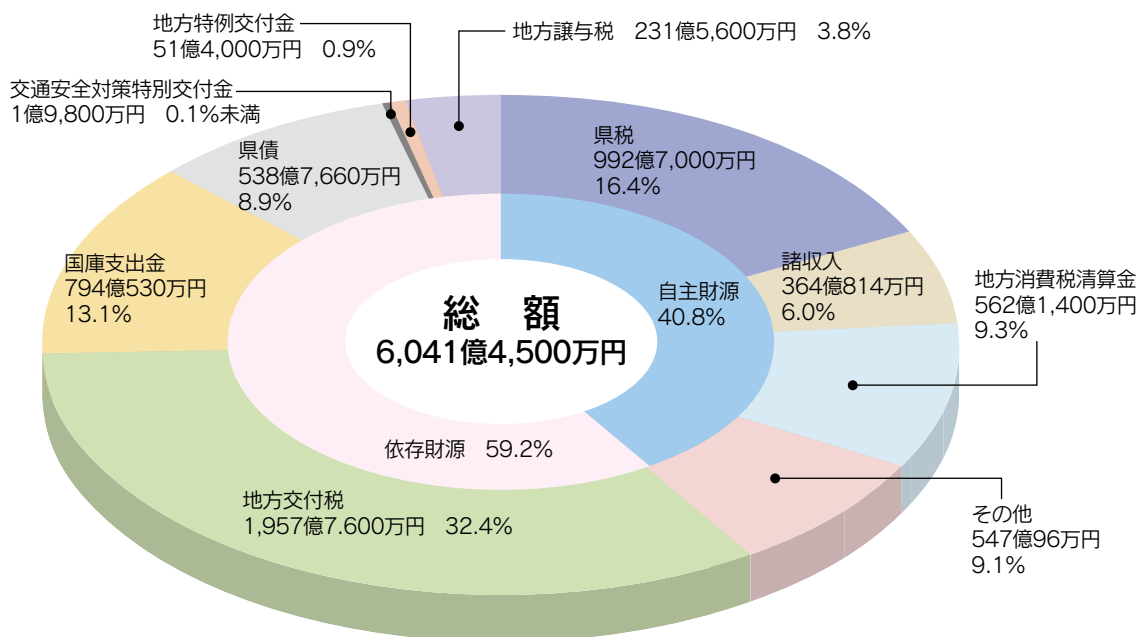
県に入るお金	2
県が使うお金	3
税金の種類	4
県民税	5
個人の県民税	5
法人の県民税	10
利子等に係る県民税(利子割)	11
特定配当等に係る県民税(配当割)	11
特定株式等譲渡所得に係る県民税(株式等譲渡所得割)	11
事業税	12
個人の事業税	12
法人の事業税	14
地方消費税	16
不動産取得税	18
県たばこ税	21
ゴルフ場利用税	21
軽油引取税	22
自動車税	23
鉱区税	26
狩猟税	26
産業廃棄物税	27
eLTAX(エルタックス)での申告・申請・届出	27
延滞金・加算金	28
県税の救済制度	29
県税の納付方法	30
地方税統一QRコード(eL-QR)による納付	31
口座振替制度	32

◆県に入るお金

さまざまな県の仕事に必要な財源は、県税、地方交付税、国庫支出金などでまかなわれています。

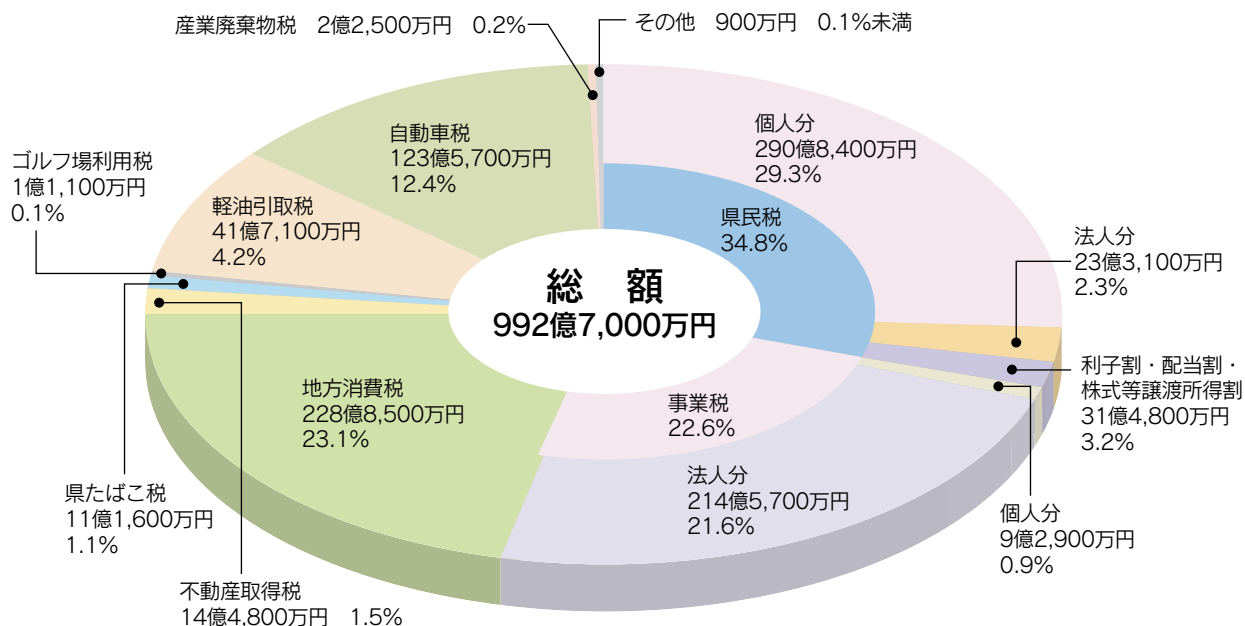
令和8年度の一般会計（歳入予算額）は、6,041億4,500万円で、このうち県民のみなさんに納めていただく県税は992億7,000万円となり、全体の16.4%を占め、県の重要な財源になっています。

令和8年度一般会計歳入予算額（当初予算）



※構成比が0.1%未満の項目は、集計時は0%として扱っています。

県税収入の内訳

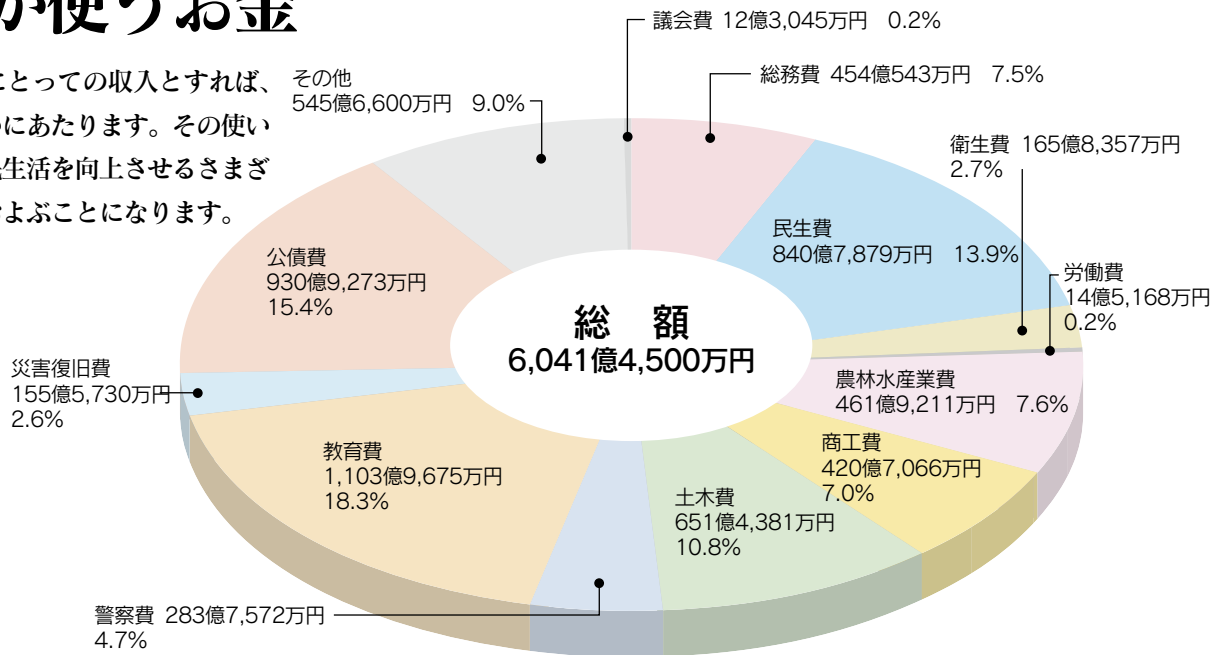


※構成比が0.1%未満の項目は、集計時は0%として扱っています。

◆県が使うお金

歳入を県にとっての収入とすれば、歳出は支払いにあたります。その使いみちは、県民生活を向上させるさまざまな分野におよぶことになります。

令和8年度一般会計歳出予算額（当初予算）



みなさんの税金は毎日の暮らしのいろいろな場面で使われています。

- | | | | |
|---------------|---|--------------|--|
| 議会費 | 議会にかかる費用に使われます。 | 土木費 | 道路や橋の建設、河川や護岸の整備などを行い、住みよい郷土を建設するために使われます。 |
| 総務費 | 県がいろいろな仕事をしていくために予算の見積りや管理を行ったり、県税の徴収や市町村の振興のための費用などに使われます。 | 警察費 | 県民の生活や財産を守り、毎日の安全な生活を支えるため、犯罪の防止や交通安全対策などに使われます。 |
| 民生費 | 乳児から高齢者にいたる福祉をはじめ体の不自由な方々などの生活を守るために使われます。 | 教育費 | 小・中・高校生の教育をはじめ、幼児から成人にいたる県民各層の教育やスポーツ・文化の振興などに使われます。 |
| 衛生費 | 県民の健康の保全や増進をはかり、病気の予防などのために使われます。 | 災害復旧費 | 大雨や台風などにより被災した公共土木、農林、水産の各施設などの復旧のために使われます。 |
| 労働費 | 雇用の拡大や労働条件の向上、職業能力の開発など、働く人のために使われます。 | 公債費 | 県が借り入れた県債の元金を償還したり、利子を支払うために使われます。 |
| 農林水産業費 | 秋田県の主要産業の一つである農林水産業を振興させ、農山漁村の生活を豊かにするために使われます。 | その他 | 諸支出金及び予備費などです。 |
| 商工費 | 商業や中小企業の経営の安定や振興を図り、県民の経済生活を守ることやすぐれた自然を活かした観光事業を発展させることなどに使われます。 | | |

県民1人あたりの歳出予算額（目的別）

秋田県の人口 867,737人（令和8年4月1日現在） 696,230円

議会費 1,418円 (0.2%)	総務費 52,326円 (7.5%)	民生費 96,894円 (13.9%)	衛生費 19,111円 (2.7%)	労働費 1,673円 (0.2%)	農林水産業費 53,233円 (7.6%)
商工費 48,483円 (7.0%)	土木費 75,073円 (10.8%)	警察費 32,701円 (4.7%)	教育費 127,224円 (18.3%)	災害復旧費 17,929円 (2.6%)	公債費 107,282円 (15.4%)

※その他（諸支出金及び予備費） 62,883円（9.0%）

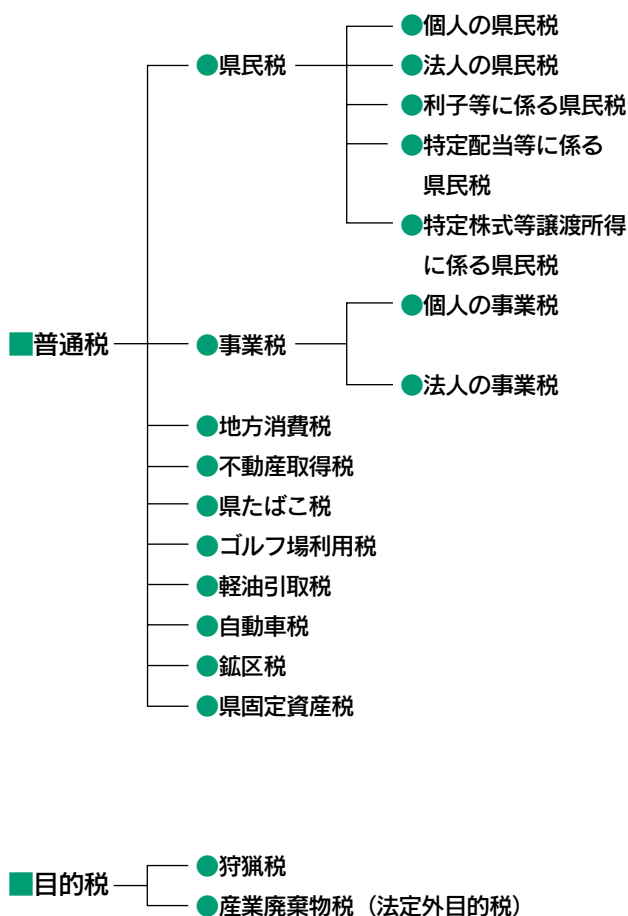
◆税金の種類

ひとくちに税金といっても、その種類は実にさまざまで、大別すると国に納める「国税」と、地方公共団体に納める「地方税」の二つに分けられます。さらに地方税には、県に納める「県税」と、市町村に納める「市町村税」の二つがあります。

税務署で取り扱っている所得税や法人税などの国税、総合県税事務所で取り扱っている事業税や自動車税などの県税、そして市役所や町村役場で取り扱っている市町村民税や固定資産税などの市町村税。これらの税が私たちの暮らしをよりよくするため、効率的に使われていくのです。

県税

総合県税事務所で取り扱っている税金です。



国税

税務署等で取り扱っている税金です。

- **所得税**
個人の1年間の所得に対してかかります。
 - **法人税**
株式会社・協同組合などの法人の所得に対してかかります。
 - **相続税**
相続や遺贈によって財産を取得したときにかかります。
 - **贈与税**
個人から贈与によって財産を取得したときにかかります。
 - **酒税**
日本酒・ビール・焼酎・ウイスキーなどの酒類にかかります。
 - **消費税**
商品の販売やサービスの提供等に対してかかります。
 - **揮発油税・地方揮発油税**
ガソリンにかかります。
 - **自動車重量税**
自動車や軽自動車の車検時等にかかります。
 - **印紙税**
契約書や受取書などの作成時にかかります。
 - **登録免許税**
不動産登記や商業登記などにかかります。
- 以上のほかに、たばこ税・たばこ特別税・石油ガス税・石油石炭税・航空機燃料税・電源開発促進税・特別法人事業税（令和元年10月1日以後開始の事業年度から県の事業税と一緒に課税されています。）・地方法人税（平成26年10月1日以後開始の事業年度から課税されています。）・とん税・特別とん税・関税・森林環境税（令和6年度から個人の県民税と一緒に課税されています。）などがあります。

市町村税

市役所や町村役場で取り扱っている税金です。

- **個人の市町村民税**
市町村に住所などのある個人にかかります。
 - **法人の市町村民税**
市町村に事務所・事業所などのある法人にかかります。
 - **固定資産税**
土地・家屋や事業に使う機械などの償却資産にかかります。
 - **軽自動車税**
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車にかかります。
 - **都市計画税**
都市計画区域内にある土地・家屋にかかります。
 - **国民健康保険税**
国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主にかかります。
- 以上のほかに、市町村たばこ税・鉱産税・入湯税・事業所税などがあります。

県民税

この税金は、県の仕事に必要な費用を広く県民のみなさんから負担していただくもので、個人の県民税、法人の県民税及び利子等・配当等・株式等譲渡所得に係る県民税があります。また、県民税は市町村民税と併せて住民税とも呼ばれます。

個人の県民税

納める人 毎年1月1日（賦課期日）現在

- 県内に住所がある人・・・均等割と所得割
- 県内に事務所・事業所や家屋敷があり、その所在する市町村に住所がない人・・・均等割

納める額

- 均等割・・・1,800円（市町村民税3,000円）
（注1）「秋田県水と緑の森づくり税」（9ページ）として800円が加算されています。
（注2）森林整備等に必要財源を安定的に確保するため、「森林環境税（国税）」として1人年額1,000円が、均等割と併せて賦課徴収されます。
- 所得割・・・課税所得金額の4/100（市町村民税6/100）

◆非課税

次のいずれかに該当する場合は非課税となります。

均等割、所得割ともに非課税

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、ひとり親または寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める額以下の人

所得割のみ非課税

- 前年の総所得金額等が、35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の数）＋10万円＋32万円（控除対象配偶者または扶養親族を有する場合に限る）以下の人

所得割の計算 課税所得金額（前年の総所得金額等－所得控除）×税率－調整控除－税額控除＝所得割額

（注）退職金などの退職所得と土地や建物を売った場合などの譲渡所得については、他の所得と区分して課税されます。（いわゆる「分離課税」）

◆給与所得控除

給与収入に応じて一定の額（最低額65万円）が収入から控除されます。

（注）給与所得控除額は、次の算式によって求めた金額に相当する額ですが、その年中の給与等の収入金額が660万円未満である場合は、所得税法の別表第5により直接給与所得控除後の所得金額を求めます。

給与の収入金額	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

◆公的年金等控除

雑所得を計算（算出）する際に、公的年金等の収入額に応じて、一定の金額を控除、差し引くことができます。

具体的には

「公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝雑所得（課税対象額）」となり、雑所得は総合課税となりますので、他の所得と合算して税額を求めることとなります。

公的な老齢年金（老齢給付金）の認定を受けたものすべてが公的年金等控除の対象となります。

公的年金等控除額

公的年金等控除額は年齢別に以下のように計算され、また年齢は「当該収入のあった年の12月31日」における年齢で判断します。

公的年金等の収入金額（A）		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
		公的年金等控除額	公的年金等控除額	公的年金等控除額
65歳以上	330万円未満	110万円	100万円	90万円
	330万円以上410万円未満	(A)×25%＋27万5千円	(A)×25%＋17万5千円	(A)×25%＋7万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×15%＋68万5千円	(A)×15%＋58万5千円	(A)×15%＋48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×5%＋145万5千円	(A)×5%＋135万5千円	(A)×5%＋125万5千円
	1,000万円以上	195万5千円(上限)	185万5千円(上限)	175万5千円(上限)
65歳未満	130万円未満	60万円	50万円	40万円
	130万円以上410万円未満	(A)×25%＋27万5千円	(A)×25%＋17万5千円	(A)×25%＋7万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×15%＋68万5千円	(A)×15%＋58万5千円	(A)×15%＋48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×5%＋145万5千円	(A)×5%＋135万5千円	(A)×5%＋125万5千円
	1,000万円以上	195万5千円(上限)	185万5千円(上限)	175万5千円(上限)

◆所得控除

項 目	控 除 額
雑損控除	・ 損失の金額（損害の金額－保険等の補てん額）－総所得金額等×1/10 ・ 損失の金額のうち、災害に関連して支出した額－5万円 } のいずれか多い金額
医療費控除	次の a、b のうち、いずれかを選択 a（支払った医療費－保険等の補てん額）－（総所得金額等×5/100）又は10万円のいずれか低い額（最高限度額 200万円） b 支払った特定一般用医薬品等の合計額－保険等の補てん額－12,000円（最高限度額 88,000円）
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除 （合計限度額7万円）	次の a、b、c のうち、該当する金額（ただし、控除額の限度額にご注意ください。） a 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約） 一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険のそれぞれについて、 支払った保険料が { 12,000円以下 …… 支払った金額 12,000円超 32,000円以下 …… 支払った金額×1/2 + 6,000円 32,000円超 56,000円以下 …… 支払った金額×1/4 + 14,000円 56,000円超 …… 28,000円 （ただし、それぞれの最高限度額28,000円） b 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約） 一般生命保険、個人年金保険のそれぞれについて、 支払った保険料が { 15,000円以下 …… 支払った金額 15,000円超 40,000円以下 …… 支払った金額×1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 …… 支払った金額×1/4 + 17,500円 70,000円超 …… 35,000円 （ただし、それぞれの最高限度額35,000円） c a（新契約）と b（旧契約）の両方の契約について控除を受ける場合 上記 a 及び b で計算した金額の合計金額（ただし、最高限度額は一般生命保険、個人年金保険のそれぞれについて 28,000円）
地震保険料控除	次の a、b、c のうち、該当する金額（ただし、控除額の限度額にご注意ください。） a 地震保険契約について …… 支払った保険料の 1/2 （最高限度額 25,000円） b 平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約 …支払った保険料のうち 5,000円までの全額 + 5,000円超の金額の 1/2 （最高限度額 10,000円） c a と b の両方の契約について控除を受ける場合 上記 a 及び b で計算した金額の合計金額 （ただし、合計最高限度額 25,000円）
障害者控除	26万円（特別障害者控除は30万円 ※同居特別障害者の場合は53万円）
ひとり親・寡婦控除	・ ひとり親控除 30万円（婚姻歴や性別に関わらず、扶養親族で生計を一にする子（合計所得金額が58万円以下）を有するひとり親について認められます。） ・ 寡婦控除 26万円（ひとり親控除に該当しない者で、夫と死別後再婚していない者または夫と離別後再婚していない者で扶養親族を有する者について認められます。） （ただし、共に納税義務者の合計所得金額が500万円以下の場合に認められます。なお、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。）
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	最高33万円（配偶者が70歳以上の場合最高38万円） （納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に認められます。）
配偶者特別控除	最高33万円（配偶者控除に該当しない者について配偶者の所得に応じて、一定の調整後の金額） （納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に認められます。）
扶養控除	扶養親族が16歳以上19歳未満の場合 …… 33万円 〃 が19歳以上23歳未満の場合 …… 45万円 〃 が23歳以上70歳未満の場合 …… 33万円 〃 が70歳以上の場合 …… 38万円 〃 が同居の70歳以上の直系尊属の場合 …… 45万円
特定親族特別控除	最高45万円（生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等（合計所得金額が 58 万円を超え 123 万円以下）を有する者について認められます。）
基礎控除	最高43万円（合計所得金額に応じて控除され、2,500万円以下の場合に認められます。）

◆調整控除

個人の住民税よりも人的控除額が大きい所得税が、平成19年度に地方に税源移譲されたため、人的控除（扶養控除、基礎控除等）の差額に伴う税負担の増が新たに発生することになります。この負担増を調整（緩和）するため、下記区分に応じて所得割の金額から控除するものです。

- 合計課税所得金額が200万円以下の場合
次の a、b いずれか小さい額の5%（県2%、市町村3%）
a 人的控除額の差額の合計額 b 合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の場合
{人的控除額の差額の合計額－（合計課税所得金額－200万円）} の5%（県2%、市町村3%）
ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円（県1,000円、市町村1,500円）となります。

◆税額控除

●寄附金控除

1 基本控除

寄附金控除の対象となる寄附金

- a 地方公共団体に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）
- b 賦課期日の住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部への寄附金のうち政令で定めるもの
- c 地方公共団体が条例により指定した寄附金

控除額

{「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」とのいずれか少ない方の金額－2千円}
×4%（市町村民税は6%）

2 特例控除（地方公共団体（※1）に対する寄附金について、基本控除に併せて控除されます。）

控除額

{「地方公共団体に対する寄附金の額」－2千円} × {90%－（「所得税の限界税率（※2）」×1.021）}
×40%（市町村民税は60%）

（注）特例控除額は所得割額の20%を上限とします。（令和10年度以後の控除（令和9年1月以降の寄附）については、特例控除額に上限額（県民税：77万2千円、市町村民税：115万8千円）が設定されます。）

※1 令和元年6月1日以後は総務大臣の指定を受けた地方公共団体への寄附のみが特例控除の対象となります。

※2 寄附した方に適用される所得税率のうち、最大のものを指します。

●配当控除

株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。

●外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。

●住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税において控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除がある方（平成21年から令和12年12月末日までに居住された場合）については、次のa、bのいずれか小さい額を控除します。

- a 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- b 所得税の課税総所得金額等の5%（限度額は、97,500円）

※ただし、平成26年4月から令和3年までに居住された場合で、住宅の取得の対価に係る消費税及び地方消費税の税率が8%又は10%である場合、上記bの控除額は、所得税の課税総所得金額等の7%（限度額は、136,500円）。

申告と納税

申告・納税などは、個人の市町村民税と一緒に市町村で行います。

◆申告

●申告期限は3月15日（休日の場合はその翌日）です。

●所得税の確定申告書を提出した場合には、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄又は「住民税に関する事項」欄の該当事項を必ず記入してください。

●給与所得のみの人は申告書を提出する必要はありませんが、前年中に火災や盗難にあったことによる雑損控除、自分や家族が病気にかかったことによる医療費控除の適用を受けようとする場合には、期限までに申告書を提出してください。

お問い合わせ先 個人県民税については、お住まいの市町村へお問い合わせください。

お住まいの市町村	担 当	電話番号	お住まいの市町村	担 当	電話番号
秋田市	市民税課	018-888-5476	小坂町	町民課	0186-29-3904
能代市	税務課	0185-89-2126	上小阿仁村	住民福祉課	0186-77-2222
横手市	税務課	0182-32-2510	藤里町	税務会計課	0185-79-2113
大館市	税務課	0186-43-7033	三種町	税務課	0185-85-4828
男鹿市	税務課	0185-24-9134	八峰町	税務会計課	0185-76-4604
湯沢市	税務課	0183-55-8094	五城目町	税務会計課	018-852-5144
鹿角市	税務課	0186-30-0213	八郎潟町	税務会計課	018-875-5807
由利本荘市	税務課	0184-24-6302	井川町	税務会計課	018-874-4414
潟上市	税務課	018-853-5308	大潟村	税務会計課	0185-45-2113
大仙市	税務課	0187-63-1111	美郷町	税務課	0187-84-4902
北秋田市	税務課	0186-62-1116	羽後町	税務会計課	0183-62-2111
にかほ市	税務課	0184-43-7505	東成瀬村	住民生活課	0182-47-3405
仙北市	税務課	0187-43-1117			

◆納税

●特別徴収による納税

- 給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。
- 65歳以上の年金所得者については、通常4月から翌年2月までの6回に分けて支払われる年金から差し引かれて、納めることになっています。

ただし、年金からの差し引きが始まる最初の年度は、税額の半分を通常6月・8月の2回に分けて市町村から送付される納税通知書により、残りの税額を10月から翌年2月までの3回に分けて支払われる年金からの差し引きにより、それぞれ納めることになっています。

■特別徴収の開始年度

	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

■特別徴収2年度目以降

	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度の年税額の 1/2 ÷ 3	前年度の年税額の 1/2 ÷ 3	前年度の年税額の 1/2 ÷ 3	年税額から仮徴収額 を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額 を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額 を控除した額の1/3

●普通徴収による納税

特別徴収により納税している所得者以外については、市町村から送付される納税通知書によって通常6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて納めることになっています。なお、納期は、市町村によって違います。

(注) 退職所得については、退職手当の支払の際に支払者が退職手当から差し引いて納めます。

税額の計算例 会社員Aさんの場合

会社員Aさんは夫婦子供2人(配偶者は無収入、子供は小学6年と高校3年)の4人家族で、令和7年中の収入(全て給与収入)は500万円、支払った社会保険料は35万円、令和7年中に新たに契約し、支払った生命保険料は7万円でした。所得金額は給与所得控除額を引いて356万円でした。

●所得割を計算すると、

$$3,560,000\text{円} - 1,468,000\text{円} = 2,092,000\text{円}$$

(所得金額) (所得控除額) (課税所得金額)

$$\begin{aligned} &2,092,000\text{円} \times 4\% = 83,680\text{円} \\ &83,680\text{円} - 1,160\text{円} = 82,520\text{円} \rightarrow 82,500\text{円} \end{aligned}$$

[県民税] (調整控除) ←

$$\begin{aligned} &2,092,000\text{円} \times 6\% = 125,520\text{円} \\ &125,520\text{円} - 1,740\text{円} = 123,780\text{円} \rightarrow 123,700\text{円} \end{aligned}$$

[市町村民税] (調整控除) ←

●均等割は、 [県民税] 1,800円 [市町村民税] 3,000円 [森林環境税] 1,000円

●したがって、Aさんの [県民税] 1,800円 + 82,500円 = 84,300円
納める住民税は、 + [市町村民税] 3,000円 + 123,700円 = 126,700円
+ [森林環境税] 1,000円

[合計] 212,000円

※所得控除額の内訳 () 内は人的控除額の差

社会保険料控除……35万円
生命保険料控除……2万8千円
配偶者控除……33万円(5万円)
扶養控除……33万円(5万円)
基礎控除……43万円(5万円) 合計 146万8千円(15万円)

調整控除 5万8千円 × 2% = 1,160円(県)
5万8千円 × 3% = 1,740円(市町村)
※5万8千円 = {15万円 - (209万2千円 - 200万円)}

無職Bさん(75歳)の場合

無職Bさん(75歳)は妻(72歳)と2人暮らしで、令和7年中の収入(全て年金収入)は300万円。支払った社会保険料は15万円でした。所得金額は公的年金等控除額を引いて190万円でした。

●所得割を計算すると、

$$1,900,000\text{円} - 960,000\text{円} = 940,000\text{円}$$

(所得金額) (所得控除額) (課税所得金額)

$$\begin{aligned} &940,000\text{円} \times 4\% = 37,600\text{円} \\ &37,600\text{円} - 3,000\text{円} = 34,600\text{円} \end{aligned}$$

[県民税] (調整控除) ←

$$\begin{aligned} &940,000\text{円} \times 6\% = 56,400\text{円} \\ &56,400\text{円} - 4,500\text{円} = 51,900\text{円} \end{aligned}$$

[市町村民税] (調整控除) ←

●均等割は、 [県民税] 1,800円 [市町村民税] 3,000円 [森林環境税] 1,000円

●したがって、Bさんの [県民税] 1,800円 + 34,600円 = 36,400円
納める住民税は、 + [市町村民税] 3,000円 + 51,900円 = 54,900円
+ [森林環境税] 1,000円

[合計] 92,300円

※所得控除額の内訳 () 内は人的控除額の差

社会保険料控除……15万円
老人配偶者控除……38万円(10万円)
基礎控除……43万円(5万円) 合計 96万円(15万円)

調整控除 15万円 × 2% = 3,000円(県)
15万円 × 3% = 4,500円(市町村)

秋田県水と緑の森づくり税の概要

目的 県民共有の財産である「ふるさと秋田」の森林を、将来にわたって健全に守り育てていくため、その恩恵を受けている県民全体で支えていく仕組みとして、平成20年度から「秋田県水と緑の森づくり税」を創設しています。

均等割が課税される個人・法人の方の県民税均等割額に加算して納めていただきます

納める方は？《納税義務者》

個人:1月1日に県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
法人:県内に事務所等を持っている法人

納める額は？《税率》

個人:年額800円
法人:法人県民税均等割額の8%相当額(1,600円～64,000円)

(注)資本金等の額※により次の額となります。

区分	資本金等の額	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
県民税均等割額		20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円
森づくり税額		1,600円	4,000円	10,400円	43,200円	64,000円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」又は「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金)」のいずれか大きい方の金額とします。

使途

●**ハード事業** ～秋田県水と緑の森づくり事業(森林環境や公益性を重視した森づくり)～

①豊かな里山林整備事業、②安全・安心な森整備事業、③森や木とのふれあい空間整備事業

●**ソフト事業** ～秋田県水と緑の森づくり推進事業(県民参加の森づくり)～

①県民参加の森づくり事業、②森林環境教育推進事業、③普及啓発事業

ふるさと寄附金控除のワンストップ特例

ワンストップ特例では、寄附先の団体へ申請することにより、確定申告をしなくても、税控除の適用を受けることができます。申告特例申請書を出して特例が適用される方は、次の(1)と(2)の両方に該当する方です。(1)、(2)に該当しない方は、税控除を受けるための確定申告が必要です。

(1)「確定申告」及び「市町村民税・県民税」の申告をする予定のない方

(注)申請後、確定申告等をする場合、ワンストップ特例が適用されないことになりますので、申請した全ての寄附金について、扶養控除、医療費控除、ふるさと寄附金以外の寄附金その他の申告事項と併せて必ず申告するよう、ご注意ください。

(2)1月1日から12月31日の間にワンストップ特例の申請が5団体以下と見込まれる方

(注)5団体を超過して申請した場合、申請は全てなかったものとなります。

法人の県民税

納める人

- 県内に事務所・事業所がある法人……………均等割と法人税割
 - 県内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人……………均等割
- (注) 人格のない社団や財団で収益事業を行っているものは、法人とみなします。

納める額

- 均等割

法人等の区分	税 率
資本金等の額が 1 千万円以下の法人、公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないものの以外のも、一般社団法人及び一般財団法人、人格のない社団等	年額 21,600 円
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	年額 54,000 円
〃 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 140,400 円
〃 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 583,200 円
〃 50 億円を超える法人	年額 864,000 円

(注 1) 均等割には、「秋田県水と緑の森づくり税」として 8%相当額が加算されています。

(注 2) 資本金等の額は、法人税法で定める資本金等の額から無償減資額及び資本準備金の取崩額を控除し、無償増資額を加算した額となります。なお、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額（又は出資金の額）」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額（又は出資金の額）」により、均等割の税率を算出します。

- 法人税割

法人等の区分		事業年度の開始時期ごとの税率	
		平成26年10月1日～ 令和元年9月30日	令和元年10月1日～
資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人と保険業法に規定する相互会社		法人税額×4.0/100	法人税額×1.8/100
資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人など	法人税額が年 1 千万円以下の法人	法人税額×3.2/100	法人税額×1.0/100
	法人税額が年 1 千万円を超える法人	法人税額×4.0/100	法人税額×1.8/100

(注) 法人税割には、社会福祉施設の整備及び医療の充実のための財源に充てるため、令和13年3月31日までに終了する各事業年度分の税率に超過税率が適用されています。

申告と納税

申告・納税などは法人の事業税・特別法人事業税とあわせて行います。

申 告 の 種 類		納める税額	申告と納税の期限(休日の場合はその翌日)
1 中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	(1) 予定申告	前事業年度の税額×6÷前事業年度の月数+均等割額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	法人税額×税率+均等割額	
2 確定申告		法人税額(連結法人は個別帰属法人税額)×税率+均等割額－中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内
3 公共法人・公益法人等で法人税を課税されないもの		均等割額	4月30日

(注 1) 秋田県以外にも事務所・事業所を有する法人については、法人税割のもととなる法人税額を、それぞれの都道府県内の事務所・事業所の従業員数によって按分して計算します。

(注 2) 法人税の申告期限が延長された場合は、法人の県民税についても主たる事務所・事業所所在地の都道府県への届出により、同様に期限が延長されます。

利子等に係る県民税（利子割）

納める人 県内に所在する金融機関等から利子等の支払を受ける個人（金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、県に納めます。）

納める額 利子等の支払を受ける額の5/100（このほかに国税として所得税（15%）及び復興特別所得税（0.315%、令和19年12月31日まで）が課税されます。）

（注）令和9年1月以後においては、国税として所得税（15%）、防衛特別所得税（0.15%）及び復興特別所得税（0.165%、令和29年12月31日まで）が課税されます。

利子等の種類 銀行預金利子、銀行以外の金融機関の預貯金利子、郵便貯金利子、勤務先預金等の利子、特定公社債以外の公社債の利子、公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配、国外一般公社債等の利子等、合同運用信託の収益の分配、財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの、国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、外貨建預貯金等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益

◆非課税

次のいずれかに該当する場合は非課税となります。

- 障害者等の利子等（少額預金非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（特別マル優）、それぞれ元本350万円まで）
- 財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の利子等（財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄を合わせて元本550万円まで）
- 所得税法等において非課税とされる利子等

申告と納税 金融機関等が毎月分をまとめて翌月の10日（休日の場合はその翌日）までに申告して納めます。

市町村への交付 県に納められた利子割から事務費を控除した額の5分の3は、市町村に交付されます。

特定配当等に係る県民税（配当割）

納める人 特定配当等の支払を受ける県内に住所を有する個人（配当等の支払をする株式会社や証券会社等を通じて納めます。）

納める額 配当等の支払を受ける額の5/100（このほかに国税として所得税（15%）及び復興特別所得税（0.315%、令和19年12月31日まで）が課税されます。）

（注）令和9年1月以後においては、国税として所得税（15%）、防衛特別所得税（0.15%）及び復興特別所得税（0.165%、令和29年12月31日まで）が課税されます。

特定配当等の種類 上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金

申告と納税 配当等を支払う株式会社等が毎月分をまとめて翌月の10日（休日の場合はその翌日）までに申告して納めます。
ただし、源泉徴収選択口座内の配当等は、当該口座を開設した証券会社等が年間分をまとめて翌年の1月10日まで（口座の廃止等があった場合は、その廃止等の翌月の10日まで）に申告して納めます。

市町村への交付 県に納められた配当割から事務費を控除した額の5分の3は、市町村に交付されます。

特定株式等譲渡所得に係る県民税（株式等譲渡所得割）

納める人 源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡益の支払を受ける県内に住所を有する個人（当該口座を開設した証券会社等を通じて納めます。）

納める額 源泉徴収選択口座における特定株式等譲渡所得の額の5/100（このほかに国税として所得税（15%）及び復興特別所得税（0.315%、令和19年12月31日まで）が課税されます。）

（注）令和9年1月以後においては、国税として所得税（15%）、防衛特別所得税（0.15%）及び復興特別所得税（0.165%、令和29年12月31日まで）が課税されます。

申告と納税 証券会社等が年間分をまとめて翌年の1月10日（休日の場合はその翌日）まで（口座の廃止等があった場合は、その廃止等の翌月の10日まで）に申告して納めます。

市町村への交付 県に納められた株式等譲渡所得割から事務費を控除した額の5分の3は、市町村に交付されます。

事業税

この税金は、県の仕事に必要な費用の一部を事業（収益活動）を行っているみなさんに負担していただくもので、個人の事業税と法人の事業税があります。

個人の事業税

納める人

県内に事務所・事業所を設けて、事業（法定業種）を行っている個人

（注）事務所・事業所を設けないで行う事業については、その事業を行う個人の住所または居所のうち、その事業と最も関係の深い場所を事務所・事業所とみなします。

課税の対象となる事業と税率

区 分	課税の対象となる事業の種類				税 率
第一種事業(37業種)	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業	5/100
	保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業	
	金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業	
	物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業	
	不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業	
	製造業	印刷業	問屋業	案内業	
	電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業	
	土石採取業	写真業	演劇興行業		
	電気通信事業	席貸業	遊技場業		
	運送業	旅館業	公衆浴場業のうちサウナなど		
第二種事業(3業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業		4/100
第三種事業(30業種)	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業のうち銭湯	5/100
	歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業	
	薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業	
	獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業	
	弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業	
	司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業	
	行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業	
	あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業			装蹄師業	3/100

（注 1）不動産貸付業と駐車場業については、貸付件数や収入金額などにより判断します。

（注 2）第二種事業において、家族などの自家労力を主としている場合（家族や同居の親族の年間労働日数が全体の2分の1を超える場合）には、課税されません。

（注 3）上表と異なる名称で事業を行っている場合でも、事業内容の実態から判断していずれかに該当する場合には、課税対象となります。

税額の計算方法

（前年事業の総収入金額 － 必要経費（事業専従者控除を含む） － 事業主控除 － 各種の控除）× 税率＝ 税額

（注）個人の事業税には、所得税の青色申告特別控除は適用されません。

◆事業専従者控除

事業を行う人と生計を同じくする15歳以上の親族が専らその事業に従事する場合には、次の金額を必要経費として控除できます。

- 青色申告をしている場合・・・専従者に支払われた適正な給与額
- 白色申告をしている場合・・・専従者1人について次のいずれか低い方の金額
 - ・50万円（配偶者の場合は86万円）
 - ・事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者数＋1人）

◆事業主控除

年290万円（事業の期間が1年未満の場合は、月割によって計算します。）

（例 事業の期間が6か月と10日の場合→7か月とし、控除額は290万円×7/12＝1,692,000円となります。）

◆各種の控除

- 損失の繰越控除（青色申告者に限ります。）
事業所得の損失の金額は、その損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。
- 被災事業用資産の損失の繰越控除
震災・風水害・火災などの災害により生じた事業用資産の損失の金額は、その損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。
- 事業用資産の譲渡損失控除と譲渡損失の繰越控除
事業に使っていた機械・工具・車両などの資産を譲渡したことにより生じた損失の金額については、その年の事業による所得の計算上控除することができます。
なお、青色申告者については、翌年以降3年間繰越控除できます。

申告と納税

◆申告

- 申告期限は3月15日（休日の場合はその翌日）です。
- 年の中途に事業をやめた場合は、やめた日から1か月以内（死亡による場合は4か月以内）に申告してください。
- 所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告をする必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記入してください。

◆納税

総合県税事務所から送られる納税通知書により、8月(1期)と11月(2期)の2回に分けて納めます※。ただし、税額が1万円以下の場合は、8月に1回で納めます。また、期限後に申告書を提出した場合や所得税の修正申告書を提出した場合は、納税通知書に記載された期限までに納めます。

なお、個人の事業税の納税には、便利な「口座振替納税制度」（32ページ）がご利用できます。

※ 8月に2期分をまとめて送付します。それぞれ納期限が異なりますので、納付する順番にご注意ください。

税額の計算例

物品販売業を営むAさんの場合

物品販売業を営むAさん（青色申告者）は、令和7年中に1,500万円の売上げがあり、妻Bさんに150万円の給与を支払ったほか必要経費として950万円を支払いました。

$$(15,000,000\text{円} - (1,500,000\text{円} + 9,500,000\text{円}) - 2,900,000\text{円}) \times 5\% = 55,000\text{円}$$

(収入金額) (事業専従者控除) (必要経費) (事業主控除)

Aさんは、年税額55,000円を、8月(28,000円)と11月(27,000円)の2回に分けて、納付することになります。

法人の事業税

納める人

- 県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人
- 人格のない社団や財団で収益事業を行っているもの

納める額

- 事業税

法人の区分	法人の種類	課税標準の区分	事業年度の開始時期ごとの税率		
			平成28年10月1日 令和元年9月30日	令和元年10月1日 令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～
外形標準課税法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	所得割			
		年400万円以下の所得	0.3/100	0.4/100	1/100
		年400万円を超え、800万円以下の所得	0.5/100	0.7/100	
		年800万円を超える所得	0.7/100	1/100	
		3以上の都道府県に事務所・事業所を設けている法人	0.7/100	1/100	1/100
		付加価値割(報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料、単年度損益の合計額)	1.2/100	1.2/100	1.2/100
		資本割(資本金等の額)	0.5/100	0.5/100	0.5/100
外形標準課税法人以外の法人	普通法人、公益法人等	所得割			
		年400万円以下の所得	3.4/100	3.5/100	
		年400万円を超え、800万円以下の所得	5.1/100	5.3/100	
		年800万円を超える所得	6.7/100	7/100	
	特別法人(農業協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割			
		年400万円以下の所得	3.4/100	3.5/100	
		年400万円を超える所得	4.6/100	4.9/100	
		3以上の都道府県に事務所・事業所を設けている法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	4.6/100	4.9/100	
	電気・導管ガス供給業、保険業を行う法人	収入割(収入金額の総額から補助金収入などを控除した額)	0.9/100	1/100	
	特定ガス供給業を行う法人 (令和4年4月1日以降に開始する事業年度)	収入割			
		付加価値割			
		資本割			
					0.48/100
					0.77/100
					0.32/100

(注1) 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。(令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

(注2) 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。(令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

なお、新たに外形標準課税の対象法人となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合には、次のとおり税負担を軽減する措置が講じられます。

・ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

→ 当該超える額の2/3を軽減

・ 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度

→ 当該超える額の1/3を軽減

(注3) 事業年度が1年未満の場合は、課税標準の区分となる額を月割により算出します。

(注4) 資本金等の額は、法人税法で定める資本金等の額から無償減資額及び出資準備金の取崩額を控除し、無償増資額を加算した額となります。なお、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金の額)」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金の額)」を課税標準額とします。

ただし、電気供給業のうち発電事業、小売電気事業を行う法人は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、特定卸供給事業を行う法人は令和4年4月1日以降に終了する事業年度から次の各割の合計額となります。

法人の区分	課税標準の区分	税率
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	0.75/100
	付加価値割	0.37/100
	資本割	0.15/100
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等	収入割	0.75/100
	所得割	1.85/100

●特別法人事業税（国税）

法人の区分	課税標準の区分	税率
外形標準課税法人	事業税の所得割額	260/100
資本金1億円以下の普通法人、公益法人等	事業税の所得割額	37/100
特別法人	事業税の所得割額	34.5/100
電気供給業（小売・発電・特定卸供給事業を除く）・導管ガス供給業・保険業を行う法人	事業税の収入割額	30/100
電気供給業（小売・発電・特定卸供給事業に限る）を行う法人	事業税の収入割額	40/100
特定ガス供給業を行う法人（令和4年4月1日以降に開始する事業年度）	事業税の収入割額	62.5/100

（注）特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

申告と納税

申告・納税などは法人の県民税・特別法人事業税とあわせて行います。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限（休日の場合はその翌日）
1 中間申告 （事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人（特別法人を除く））	(1) 予定申告	前事業年度の税額÷前事業年度の月数×6	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	仮決算の課税標準額×税率	
2 確定申告		決算により確定した課税標準額×税率－中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内

（注1）秋田県以外にも事務所・事業所を有する法人については、課税標準額をそれぞれの都道府県内の事務所・事業所数や従業員数などによって按分して計算します。

（注2）収入金額を課税の基礎とする法人と外形標準課税法人は、上記要件に関係なく中間申告が必要です。

（注3）会計監査人の監査を受けなければならないため決算が確定しない場合などには、主たる事務所・事業所所在地の都道府県の承認を受け、申告期限を延長することができます。

市町村への交付

県に納められた法人事業税額の100分の7.7に相当する額は市町村に交付されます。

地方消費税

この税金は、地方分権の推進、社会保障の充実等を図るため、国内取引や輸入取引による消費に広く負担を求めるものです。

納める人

- 消費税の課税対象となる商品の販売、サービスの提供等を行う事業者（個人・法人）・・・譲渡割
- 消費税の課税対象となる外国貨物を保税地域（空港・港など）から引き取る者・・・貨物割

（注）地方消費税は、消費税と同様に、商品やサービスの価格に含まれて、流過程で次々と転嫁されるため、最終的には消費者が負担することになります。

納める額

消費税額の 22 / 78（消費税率換算で 2.2%）

（注1）地方消費税と消費税を合わせると 10%の負担率となります。

（注2）軽減税率適用の場合は、消費税率換算で 1.76%に相当し、地方消費税と消費税を合わせると 8%の負担率となります。

申告と納税

- 譲渡割（国内取引に係る地方消費税）・・・消費税の申告納付とあわせて、国（税務署）に申告納付します。
- 貨物割（輸入取引に係る地方消費税）・・・消費税の申告納付とあわせて、国（税関）に申告納付します。

（注）国に納付された地方消費税は、納付された月の翌々月の末日までに、県に払い込まれます。

清算と交付

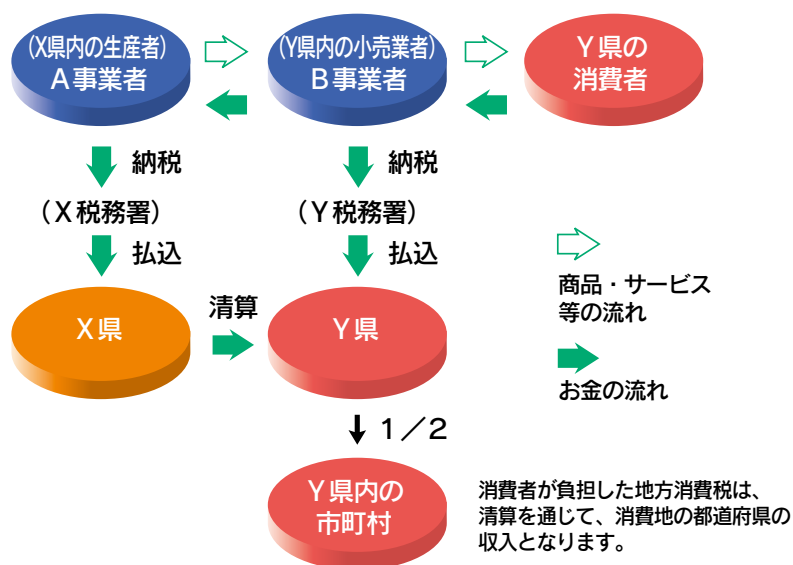
●清算

県に払い込まれた地方消費税は、各都道府県の消費に相当する額（シェア）に応じて按分され、各都道府県間で清算（再配分）されます。清算により、消費者が負担した地方消費税は、消費地の都道府県の収入となります。

●市町村への交付

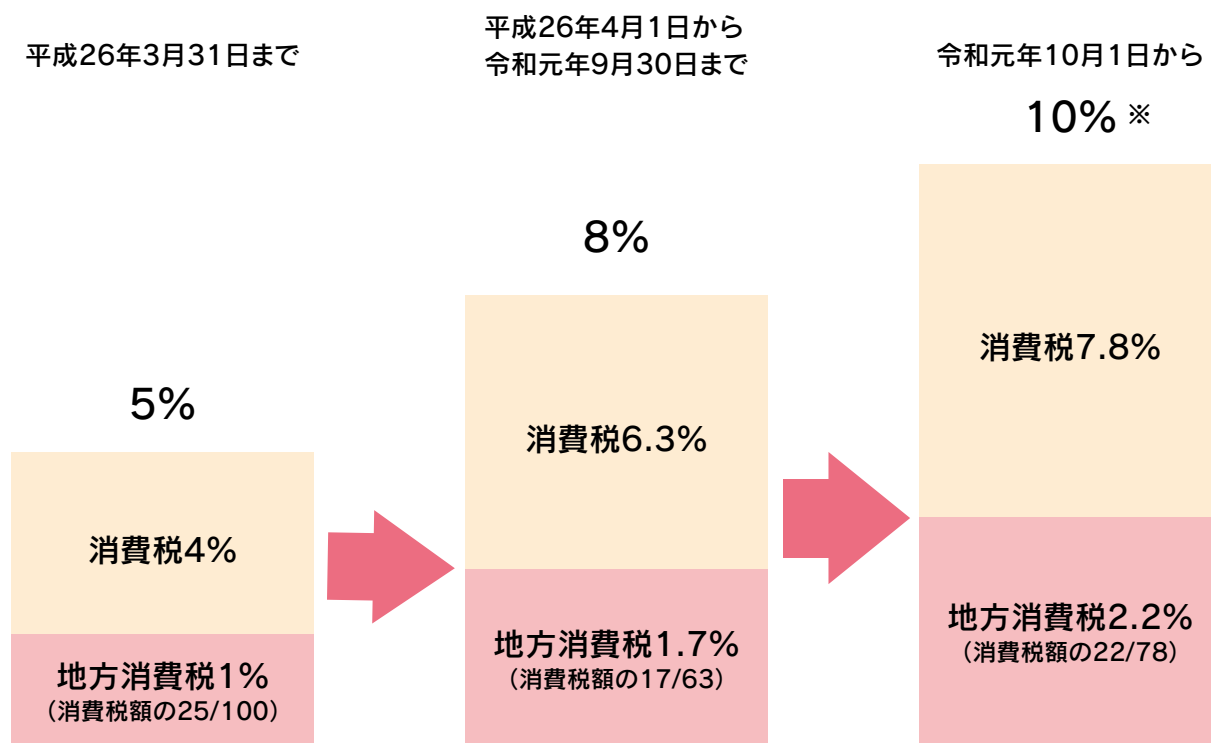
各都道府県間で清算された後の地方消費税収入額の2分の1は、県内の各市町村の人口と従業者数（平成26年4月からの税率引上げ分については人口のみ）で按分され、各市町村に交付されます。

地方消費税の清算と交付金の仕組み



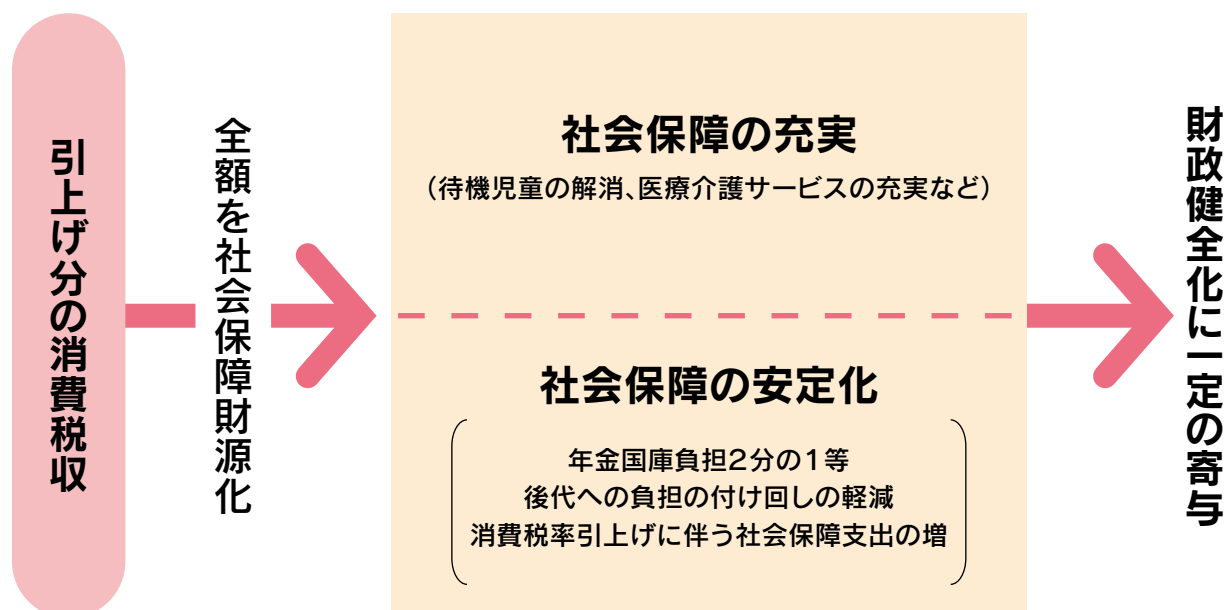
消費税(国税)と地方消費税(地方税)の引上げについて

1 消費税と地方消費税の税率の推移



2 消費税率(国・地方)引上げ分の税収の使途

消費税率引上げ分の税収は、すべて社会保障の充実や安定化のための財源に充てられます。



不動産取得税

この税金は、不動産（土地・家屋）の取得に担税力（税を負担する経済的な力）があるものとしてかかるものです。

納める人

土地や家屋を売買・交換・贈与・建築（新築・増築・改築）などにより取得した人

（注）不動産の取得とは、登記の有無、有償・無償の別などを問わず、その不動産の所有権を現実取得することをいいます。

納める額

取得した不動産の価格（※）の4/100。ただし、次の表の特例が講じられています。

不動産を取得した日	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
平成20年4月1日～令和9年3月31日まで	3 / 100	3 / 100	4 / 100

※取得した不動産の価格 原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（特別の事情がある場合は県が価格を決定します。）ですが、新たに建築された家屋のように取得のときに固定資産課税台帳に価格が登録されていない不動産については、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき県が決定した価格です。（実際の購入価格や建築工事費などの費用ではありません。）

（注）宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地）については、令和9年3月31日までに取得した場合、課税標準（土地の価格）が2分の1に軽減されます。

申告と納税

◆申告

不動産を取得した日から60日以内に、総合県税事務所課税部・各支所又は不動産の所在する市町村に不動産取得申告書を提出しなければなりません。ただし、不動産を取得した日から60日以内に、所有権の取得に関する登記を行った場合は、軽減を受けようとする場合等を除き申告書の提出は不要です。

（注）契約内容その他から総合的に判断して現実所有権を取得したと認められる日が不動産を取得した日となり、所有権の取得に関する登記の有無は問いません。

◆納税

総合県税事務所から送られる納税通知書により、通知書に記載された期限（通知から約1か月以内となっています。）までに納めます。

免税・非課税

◆免税点

取得した不動産の価格が次の金額に満たない場合には、不動産取得税はかかりません。

ただし、隣接の土地や家屋を買増し等して、評価額の合計が免税点以上となった場合、課税されることがあります。

●土地 16万円

●家屋 { 新築・増築・改築 66万円
売買・交換・贈与など 34万円

◆非課税

次の場合等には不動産取得税はかかりません。

- 相続による不動産の取得や、法人の合併による不動産の取得
- 土地改良事業、土地区画整理事業の施行に伴う換地の取得
- 公共の用に供する道路のための土地の取得 など

税金の軽減が受けられる住宅

取得の区分		軽減になる要件		
		床面積	新耐震基準適合証明 ^{※3}	取得者自らの居住
① 住宅の新築・増改築、建売住宅の取得 (右に掲げる要件を満たすものを「特例適用住宅」といいます。)	長期優良住宅 ^{※1}	40㎡以上240㎡以下 [注Ⅰ][注Ⅱ][注Ⅲ]	不要	不要
	長期優良住宅以外	40㎡以上240㎡以下 [注Ⅰ][注Ⅱ][注Ⅲ]	不要	不要
② 中古住宅の取得 (右に掲げる要件を満たすものを「耐震基準適合既存住宅」といいます。)	昭和57年1月1日以後に新築されたもの	40㎡以上240㎡以下 [注Ⅰ][注Ⅲ]	不要	必要
	昭和56年12月31日までに新築されたもの	40㎡以上240㎡以下 [注Ⅰ][注Ⅲ]	取得前2年以内に新耐震基準に適合していることが証明されていること	必要
③ 中古住宅(耐震基準不適合既存住宅) ^{※2} の取得		40㎡以上240㎡以下 [注Ⅰ][注Ⅲ]	取得後6か月以内に①耐震改修を行い、②耐震基準に適合することの証明書を提出すること	必要

※1「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定を受けて建てられた住宅をいいます。

※2 中古住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいいます。

※3 建築士等が行う耐震診断により新耐震基準に適合することが証明されることをいいます。

[注Ⅰ] 床面積は既存の住宅や住宅用附属家(車庫・物置等)の面積も含めて判定します。また、1年以内に前後して住宅や住宅用附属家を新築・増築した場合、同時に取得したものとみなします。

[注Ⅱ] アパートなどの貸家用の共同住宅の場合は、1区画あたり40㎡以上240㎡以下とします。

[注Ⅲ] 令和8年3月31日までに取得した場合は、50㎡以上240㎡以下です。

注意！軽減になった住宅を取得してから1年以内に床面積が240㎡を超えた場合は、軽減が取り消されます。

軽減される税額

軽減になる住宅が新築された時期に応じて、それぞれ一戸につき次の税額を限度に軽減されます。(共有の場合は持分で按分します。)

新築年月	～S38.12	S39.1～S47.12	S48.1～S50.12	S51.1～S56.6	S56.7～S60.6	S60.7～H1.3	H1.4～H9.3	H9.4～	長期優良住宅
軽減税額	30,000円	45,000円	69,000円	105,000円	126,000円	135,000円	300,000円	360,000円	390,000円

税金の軽減が受けられる土地

軽減になる土地は、軽減を受けた住宅用の土地のうち、表の要件を満たす場合に限られます。

所有者の区分	軽減の要件	
	住宅の区分	軽減になる場合
土地と住宅の所有者が同一の場合	① 特例適用住宅(新築)	土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を新築した場合 ^{※1} 住宅を新築し、新築後1年以内にその敷地である土地を取得した場合
	① 特例適用住宅(建売住宅)	自らが居住する土地付き新築住宅を取得した場合 ^{※2} 自らが居住しない土地付き新築住宅を、その住宅の新築後1年以内に取得した場合 ^{※2}
	②・③ 中古住宅	土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある中古住宅を取得した場合
		中古住宅を取得した日から1年以内にその敷地である土地を取得した場合
土地と住宅の所有者が異なる場合	① 特例適用住宅(新築)	土地を取得した日から3年以内にその土地の上に別の人が住宅を新築した場合 ^{※1※3} 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に直接の譲渡先の人が住宅を新築した場合 ^{※1}

※1 土地の取得の日から3年以内に100区画以上の共同住宅等である軽減対象の住宅を新築することが困難な場合は、4年以内となります。

※2 建売住宅用土地の取得の場合、土地と建物の取得時期が異なるときは土地取得前後1年以内に軽減対象の住宅を取得していることが必要です。

※3 軽減対象の住宅が新築された時まで引き続き土地を所有していることが必要です。

注意！住宅の軽減が取り消された場合は、土地の軽減も取り消されます。

軽減される税額

次のAとBのうち、いずれか大きい額を限度に軽減されます。(共有の場合は持分で按分します。)

A 土地の1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍(限度200㎡)×税率(3/100)

B 45,000円

軽減対象の土地又は耐震基準不適合既存住宅に係る納税の猶予

納税の猶予を受けられる場合	猶予期間	猶予金額
土地を取得した人が、取得した日から3年以内に、特例適用住宅を新築すると認められる場合	3年以内	当該土地について軽減される額
土地を取得した人が、取得の日から1年以内に、耐震基準適合住宅を取得すると認められる場合	1年以内	当該土地について軽減される額
土地を取得した人が、取得した日から3年以内に、100区画以上の共同住宅等である特例適用住宅を新築することが困難な場合	4年以内	当該土地について軽減される額
耐震基準不適合既存住宅を取得した人が、取得の日から6か月以内に、軽減対象となる要件を満たすと認められる場合*	6か月以内	当該住宅について軽減される額

※耐震基準不適合既存住宅取得前後1年以内に土地を取得する場合は、土地についても猶予を受けることができます。

(注) 納税の猶予を受けるためには、建築確認申請など住宅を取得すること又は改修工事を行うことがわかる書類が必要です。

その他の主な軽減制度

(1) 公共事業のために不動産を譲渡し、それに代わるものと認められる不動産を2年以内に取得した場合	➡	譲渡した不動産の価格に税率を乗じた額が軽減されます。
(2) 災害により不動産に被害を受けたため、それに代わるものと認められる不動産を3年以内に取得した場合	➡	災害で滅失・損壊した不動産の価格に税率を乗じた額が軽減されます。
(3) 宅地建物取引業者が新築された日から10年以上を経過した住宅（居住の用に供されたことのないものを除く。）を取得し、2年以内に、住宅の性能を向上させる所定の改修工事を行った上で、当該住宅を自らの居住の用に供する個人に譲渡した場合	➡	当該改修工事対象住宅を取得した際に宅地建物取引業者に係る不動産取得税から新築された年に応じた額が軽減されます。（土地は中古住宅の取得の場合と同じ計算方法で算定された額が軽減されます。）また、納税の猶予を受けることができる場合があります。

税額の計算例

Aさんは令和7年11月に土地を購入し、その土地の上に令和8年8月に住宅を新築しました。
この場合の不動産取得税を計算してみます。

【土地】 面積 250㎡ 評価額 750万円

【住宅】 延床面積 170㎡ 評価額 1,700万円

【1】住宅の税額

①特例適用住宅に該当しますので、不動産取得申告書を提出することにより、軽減措置が受けられます。

軽減税額 36万円（新築年月 令和8年8月）

(注) 長期優良住宅に該当する場合、軽減税額は39万円となります。

②納付税額の計算 $1,700万円 \times 3/100 - 36万円 = 15万円$ ……………(1)

【2】土地の税額

①評価額の2分の1が課税標準額になります。

$750万円 \times 1/2 = 375万円$

②土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築していますので、不動産取得申告書を提出することにより、次の軽減措置が受けられます。

A 土地の1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍(限度200㎡)×税率

・土地の1㎡当たりの価格 1万5,000円(375万円/250㎡)

・住宅の床面積の2倍(200㎡が限度) 200㎡(170㎡×2=340㎡>200㎡なので、200㎡)

$1万5,000円 \times 200㎡ \times 3/100 = 9万円$

B 4万5,000円

軽減税額 AとBいずれか大きい額 Aの9万円

③納付税額の計算

$375万円 \times 3/100 - 9万円 = 2万2,500円$ ……………(2)

したがって、Aさんの納付税額は、(1) + (2) = 17万2,500円 となります。

注意!

Aさんが住宅を新築してから1年以内に住宅用車庫兼物置80㎡を新築した場合などで1年以内に240㎡を超えてしまうと、(1)の36万円と(2)の9万円の軽減は取消しになり、納付する税額は{(1)+36万円}+{(2)+9万円}+{車庫兼物置の税額}となります。

県たばこ税

この税金は、たばこの製造業者や輸入業者等が小売店にたばこを売り渡すときにかかるもので、たばこの代金の中に含まれています。

納める人

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

納める額

	税率（千本当たり）		
	県	（参考）	
		市町村	国
令和3年10月1日～	1,070円	6,552円	7,622円

（注）国の税率には、たばこ特別税分を含みます。

1箱（20本入）の価格が580円の場合の内訳（現行税率）

たばこ税			消費税・ 地方消費税	税抜き 価格分	合計
県	市町村	国			
21.4円	131.04円	152.44円	52.73円	222.39円	580円

（注）国の税額には、たばこ特別税分を含みます。

たばこは県内で買ひましょう！

県たばこ税は、県内の小売販売業者に卸売されたたばこに課税されますので、県内で購入したたばこはあなたの住む街をよりよくします。

申告と納税

毎月分を翌月末日（休日の場合はその翌日）までに申告し、納めます。

ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場を利用したときにかかるものです。

納める人

ゴルフ場を利用した人（ゴルフ場の経営者が、利用した人から料金と一緒に受け取り、県に納めます。）

納める額

利用者 1 人 1 日につき、400円から1,200円までの9段階

◆非課税

次の方のゴルフ場の利用については非課税となります。

- 年齢18歳未満の方
- 年齢70歳以上の方
- 障害者の方
- 国民スポーツ大会及びその予選会並びにそれぞれの指定練習日における練習に参加する選手（知事又は県の教育委員会が発行する証明書が必要です。）
- 学校の教育活動としてゴルフを行う学生等及び引率する教員（学校長の証明書が必要です。）
- 国際競技大会及びその公式練習に参加する選手（当該国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書が必要です。）

◆税率の特例

次の方のゴルフ場の利用で利用料金が一定額以下の場合については、ゴルフ場利用税が2分の1になります。

- 年齢65歳以上70歳未満の方
- 午前8時まで利用を終える者又は午後4時以後に利用を開始する方
- 公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する競技会及びその予選である競技会並びにそれぞれの指定練習日における練習に参加する選手（プロゴルファーを除く。）

申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月末日（休日の場合はその翌日）までに申告し、納めます。

市町村への交付

ゴルフ場から納められたゴルフ場利用税の10分の7は、ゴルフ場のある市町村に交付されます。

軽油引取税

この税金は、自動車などの燃料である軽油にかかるものです。

納める人

- 特約業者・元売業者から軽油を引き取った（購入した）人
（注）特約業者・元売業者が軽油代金と一緒に受け取り、県に納めます。
- 軽油に灯油・重油などを混ぜるなどして製造した軽油を譲渡・販売・消費した人
- 軽油・ガソリン以外の燃料をバス・トラックなどの自動車の燃料として譲渡・販売・消費した人
- 特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する人

納める額

1キロリットルにつき …… 15,000円（15円/ℓ）

◆ 免 税

次の用途に使用する軽油を令和9年3月31日までに引き取る場合には、事前に手続きをすることにより、軽油引取税を免除された額で購入することができます。対象となる用途や機械、免税の手続きなど、詳しいことは、総合県税事務所までお問い合わせください。

（注）船舶のうちプレジャーボートの動力源の用途に用いられる軽油の引取りについては対象外です。

- 船舶、鉄道・軌道用車両、農業・林業用機械の動力源の用途
- 鉱物の掘採事業・倉庫業・廃棄物処理事業・木材加工業などにおける一定の用途

申告と納税

- 特約業者・元売業者は、毎月末日（休日の場合はその翌日）までに前月受け取った分を申告して納めます。
- 軽油に灯油・重油などを混ぜるなどして製造した軽油を譲渡・販売・消費した人や、軽油・ガソリン以外の炭化水素燃料を自動車の燃料として譲渡・販売・消費した人は、譲渡・販売・消費した分を翌月末日までに申告して納めます。
（注）製造・譲渡・販売・消費をするときは、事前に県の承認を受けなければなりません。
- 特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する人は、輸入許可を受けるときまでに申告して納めます。

軽油引取税と BDF（バイオディーゼル燃料）

BDFは、菜種油や回収された廃食用油などから製造され、環境に優しいエコ燃料として普及が期待されています。BDFは、その性状から軽油引取税の課税対象となっていないませんが、BDFを軽油などの炭化水素燃料と混和して譲渡・販売・消費する場合には、軽油引取税の課税対象となる場合があります。BDFを軽油などの燃料と混和するときは、事前に総合県税事務所までご相談ください。



不正軽油撲滅キャラクター「ダメダッチ」

県では、不正軽油の使用による税負担の不公平を是正し、納税秩序の確立を図るため、事業所等に対する調査や自動車燃料の抜き取り調査を随時実施しています。

総合県税事務所の職員が調査に伺った際には、この趣旨をご理解の上、調査にご協力をお願いします。

不正軽油について情報がありましたら、県税務課「不正軽油110番」または総合県税事務所までお知らせください。

フリーダイヤル クサイジ 100番 10番

「不正軽油110番」0120-9-100-10

**不正軽油 売らない！買わない！使わない！
不正軽油を秋田県から一掃しましょう！**

不正軽油とは

軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油や重油などを混ぜたり、灯油と重油を混ぜたりして製造された軽油などをいいます。

不正軽油の製造や使用は、軽油引取税の脱税のほか、大気や環境の汚染にもつながる非常に悪質な行為です。

自動車税

この税金は、自動車という財産にかかる財産税の一種ですが、自動車を運行することにより道路を損傷させるため、その維持費を負担してもらうという性格も持っています。

(注) 令和8年4月1日より自動車税環境性能割は廃止され、自動車税種別割は「自動車税」に名称変更されました。

納める人

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車などと大型特殊自動車は除かれます。）を所有している人（割賦購入の自動車については、買主）

納める額

下の表は主なものの年税額です。このほかバスや特種用途車などについても、乗車定員や用途などによって税額が決まっています。（令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車は新税率で課税されます。）

区 分		営業用	自家用(旧)	自家用(新)
乗 用 車	排気量 1ℓ以下	7,500	29,500	25,000
	〃 1ℓ超 1.5 〃	8,500	34,500	30,500
	〃 1.5 〃 2.0 〃	9,500	39,500	36,000
	〃 2.0 〃 2.5 〃	13,800	45,000	43,500
	〃 2.5 〃 3.0 〃	15,700	51,000	50,000
	〃 3.0 〃 3.5 〃	17,900	58,000	57,000
	〃 3.5 〃 4.0 〃	20,500	66,500	65,500
	〃 4.0 〃 4.5 〃	23,600	76,500	75,500
	〃 4.5 〃 6.0 〃	27,200	88,000	87,000
	〃 6.0 〃	40,700	111,000	110,000
電気自動車		7,500	29,500	25,000

区 分		営業用	自家用
ト ラ ッ ク	最大積載量 1t以下	6,500	8,000
	〃 1t超 2 〃	9,000	11,500
	〃 2 〃 3 〃	12,000	16,000
	〃 3 〃 4 〃	15,000	20,500
	〃 4 〃 5 〃	18,500	25,500
	〃 5 〃 6 〃	22,000	30,000
	〃 6 〃 7 〃	25,500	35,000
	〃 7 〃 8 〃	29,500	40,500
	〃 8 〃 9 〃	34,200	46,800
	〃 9 〃 10 〃	38,900	53,100
	〃 10 〃 11 〃	43,600	59,400
	〃 11 〃 12 〃	48,300	65,700

(単位 円)

申告と納税

◆申告

自動車を購入・譲受・廃車したり、その他自動車の登録事項を変更した場合には、運輸支局にその旨の登録をすると同時に申告しなければなりません。

◆納税

- 賦課期日（4月1日）現在において自動車を所有している人は、6月上旬に送付される納税通知書により6月30日（休日の場合は翌日）までに納めます。
- 賦課期日後において新規登録をした場合は、登録時に申告し月割で計算した税額を納めます。（納めた印として、証紙代金収納計器により申告書に税額の表示を受けることになっています。）
- 賦課期日後に自動車を抹消登録したときは、税額を月割で計算し、減額（還付）することになります。

継続検査・構造等変更検査（車検）窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できます！

継続検査・構造等変更検査（車検）の際の自動車税の納付確認は電子化されており、窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できます。

(注1) 検査を受けようとする自動車について自動車税の滞納があると、検査を受けることはできません。

(注2) 自動車税を納付後、納付情報がシステムに反映されるまで日数を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。

令和8年度自動車税のグリーン化について

地球温暖化防止と大気汚染防止の観点から、排出ガス及び燃費の性能の優れた「環境に対する負荷の小さい自動車」については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した「環境に対する負荷の大きい自動車」については税率を重くする特別措置が平成14年度の課税から実施されています。

1 税率の軽減

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新車新規登録がされた次の自動車は、令和8年度の1年間に限り、税率が軽減されます。

対 象 と な る 自 動 車	軽減の割合
電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車	概ね75%
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成営業用乗用車（ガソリン車、LPG車）	
平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合、かつ、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成営業用乗用車（ディーゼル車）	

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に新車新規登録がされた次の自動車は、令和9年度の1年間に限り、税率が軽減されます。

対 象 と な る 自 動 車	軽減の割合
電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車	概ね75%

《軽減が終了する自動車》

令和6年度に新車新規登録された自動車であって令和7年度に軽減の対象となっていた自動車は、令和8年度から通常の税率で課税されます。

2 税率の重課 次の自動車については、自動車税が概ね10～15%重課されます。

- ガソリン車及びLPG車にあつては、新車新規登録から13年を超える自動車
- ディーゼル車にあつては、新車新規登録から11年を超える自動車
- 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除きます。

重課開始年度	対 象 と な る 自 動 車		重課割合
令和8年度	ディーゼル車	平成27年3月31日までに新車新規登録されたもの	概ね15% バス及びトラックは、概ね10%
	ガソリン車及びLPG車	平成25年3月31日までに新車新規登録されたもの	
令和9年度	ディーゼル車	平成28年3月31日までに新車新規登録されたもの	
	ガソリン車及びLPG車	平成26年3月31日までに新車新規登録されたもの	



知っていますか？

**自動車税をめぐるトラブルが多く発生しています。
こんなことに気をつけて、快適にドライブしましょう。**

手放した自動車の 納税通知書が届いた！

自動車を譲渡したり下取りに出したときには必ず運輸支局等で移転又は抹消の登録（申請）をしてください。
（注）3月31日までに手続きが行われない場合には、翌年度も課税されますので、必ず手続きをしてください。

自動車を譲ってくれた 友人に納税通知書が 届いた！

運輸支局等で移転の登録はしましたか？
自動車税は、4月1日現在の登録名義人である所有者（所有権留保付自動車の場合には使用者）に課税されますので、3月31日までに移転の登録が行われていないと元の所有者（使用者）に課税されます。

引っ越して住民票を 移したのに納税通知書が こない！

住民票を移しても車検証の住所は変わりません。管轄の運輸支局等で車検証の住所を変更してください。その際、住所の表記はくわしく正確に。
（日本郵便株式会社の転送期間は1年間ですので、運輸支局等で手続きをしないと納税通知書が届かないことがあります。）

壊れて動かなく なっている自動車に 税金がかかっている！

1日も早く、管轄の運輸支局等で抹消の登録をしてください。
抹消の登録をすれば登録した翌月から税金がかかりません。

名義変更・住所変更・抹消の登録を忘れずに！

車検証での自動車の名義人に自動車税がかかります。自動車を売ったり、下取りに出したり、廃車する場合などには、必ず運輸支局等で必要な手続きをしてください。この手続きをしないと、いつまでもあなたに自動車税がかかることになります。

○登録に関するお問い合わせ 秋田運輸支局〔登録手続ヘルプデスク TEL 050(5540)2012〕

鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘する権利を与えられていることに対してかかるものです。

納める人

賦課期日(4月1日)現在において県内に所在する鉱区の鉱業権者(試掘権者も含む。)

納める額

鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……………年200円
	採掘鉱区	〃……………年400円
砂鉱を目的とする鉱区	面積により課税するもの	面積100アールごとに……………年200円
	河床の延長により課税するもの	河床の延長1,000メートルごとに……………年600円
石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……………年200円×2/3
	採掘鉱区	〃……………年400円×2/3

(注) 4月1日以後年度の途中で鉱業権の設定や消滅があった場合には、月割によって納める額を計算します。

申告と納税

◆申告

鉱業権の取得・消滅の日または住所などを変更した日から7日以内に申告しなければなりません。

◆納税

総合県税事務所から送られる納税通知書により5月31日(休日の場合はその翌日)までに納めます。

狩猟税

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟できる資格を得ることに対してかかるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられる目的税です。

納める人 狩猟者の登録を受ける人

納める額

種 類		納める額
第一種銃猟免許 (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	11,000円
網猟免許	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500円
わな猟免許	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500円
第二種銃猟免許(空気銃)		5,500円

(注1) 他都道府県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う都道府県ごとに狩猟税がかかります。

(注2) 県民税の所得割を納めなくてもよい人であっても、同一生計配偶者や扶養親族に該当する人(農林水産業に従事している人を除く。)が納める額は、第一種銃猟免許が16,500円、網猟免許・わな猟免許が8,200円になります。

(注3) 県民税の所得割を納めなくてもよい人は、住所地の市町村が発行するその旨の証明書を提出してください。

非課税・軽減措置

- 1 放鳥獣猟区(秋田県には、現在ありません。)のみに係る狩猟者の登録については、狩猟税は4分の1の額になります。
- 2 放鳥獣猟区にのみ係る登録を受けた人が、放鳥獣猟区以外でも狩猟するための登録を受ける場合は、狩猟税は4分の3の額になります。
- 3 市町村長が任命した対象鳥獣捕獲員が狩猟者の登録を受ける場合は、狩猟税は課税されません。(令和11年3月31日までに受ける登録に限る。)
- 4 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録を受ける場合は、狩猟税は課税されません。(令和11年3月31日までに受ける登録に限る。)
- 5 狩猟者登録を申請した日の前1年以内に、学術研究又は鳥獣の保護・管理のための捕獲等の許可を受けた場合は、狩猟税は2分の1の額になります。(令和11年3月31日までに受ける登録に限る。)

申告と納税 狩猟者の登録を受ける際に、証紙納付書に県の証紙を貼って納めます。

産業廃棄物税

この税金は、産業廃棄物を県内の最終処分場へ搬入する場合にかかるもので、その収入が、産業廃棄物の発生抑制、減量化、そしてリサイクルなどの適正な処理の促進に関する施策の費用に充てられる法定外目的税です。

納める人

最終処分場へ搬入する産業廃棄物を排出した事業者（排出事業者。なお、中間処理業者が介在している場合は、中間処理業者）
（注）最終処分業者（特別徴収義務者）が処分料金と一緒に受け取り、県に納めます。

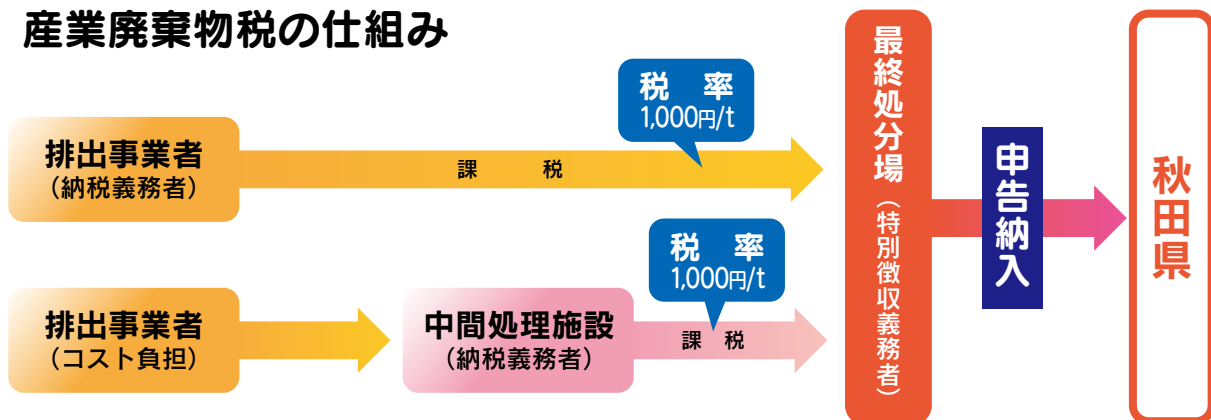
納める額

- 最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン……………1,000円
- 所定の埋立区域内に県が設置する最終処分場に搬入する指定副産物である産業廃棄物1トン… 250円

申告と納税

最終処分業者が、毎月末日（休日の場合はその翌日）までに前月受け取った分を申告して納めます（申告納入）。
ただし、最終処分業者が自ら排出し、その管理する最終処分場に搬入する場合は、自己申告により納めます（申告納付）。

産業廃棄物税の仕組み



◆ eLTAX（エルタックス）での申告・申請・届出

秋田県では、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用した、インターネットによる電子申告、電子申請・届出の受付を行っています。

eLTAXの特徴

- ・電子申告をはじめeLTAXのサービスは無料で利用できます。
- ・インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。
- ・複数の都道府県への申告が、1回のデータ送信で行うことができます。

利用対象手続きや利用方法などの詳細は県公式ウェブサイト（コンテンツ番号 11394）でご確認ください。



◆延滞金・加算金

延滞金

税金を納期限までに納めないときに、次に掲げる額が延滞金として本税に加算されて徴収されます。

■納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

(注)年7.3%と、延滞金特例基準割合(財務大臣が告示する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合)に年1%を加算した割合を比較して、いずれか低い方の割合が適用されます。これにより、令和8年の割合は年2.8%となります。

■納期限の翌日から1か月を経過した日から納付の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

(注)年14.6%と、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合を比較して、いずれか低い方の割合が適用されます。これにより、令和8年の割合は年9.1%となります。

- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、またその税額の全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、またその延滞金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

加算金

過少申告加算金

申告書を期限内に提出した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をしたり、または増額の更正を受けた場合にかかります。

納める額…増差税額×10%

(増差税額が、期限内申告額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える分の全額の5%が加算されます。)

不申告加算金

申告書を期限後に提出した場合または申告しなかった場合にかかります。

納める額…納める税額×15% (5%)

(注) 5%…申告書を期限後に提出した場合等
15%…申告しなかった場合等

納付(入)すべき税額のうち50万円を超え300万円までの部分には20%、300万円を超える部分には30%の割合により不申告加算金がかかります。

(注)5年以内に不申告等を繰り返した場合や、連続した3年について不申告である場合には、さらに10%加算されます。

重加算金

二重帳簿などによって故意に税をまぬがれようとした場合にかかります。

納める額…期限内に申告書を提出している場合

増差税額×35%

期限後に申告書を提出している場合

または申告していない場合

納める税額×40%

(注)5年以内に仮装・隠蔽を繰り返した場合や、連続した3年について不申告である場合には、さらに10%加算されます。

(計算例) 税額…39,500円 納期限…令和8年6月30日
納期限の翌日から1か月を経過する日…令和8年7月31日
納付日…令和8年11月10日

年2.8%(延滞金特例基準割合+1%)の日数 …… 31日(令和8年7月1日～令和8年7月31日)
年9.1%(延滞金特例基準割合+7.3%)の日数 …… 102日(令和8年8月1日～令和8年11月10日)

39,000円(1,000円未満切捨て) × 2.8% × 31日/365日 ÷ 92円(1円未満切捨て)

39,000円(1,000円未満切捨て) × 9.1% × 102日/365日 ÷ 991円(同上)

92円+991円=1,083円……延滞金1,000円(100円未満切捨て)

◆文書預り箱◆

各地域振興局庁舎の玄関に「文書預り箱」を設置しています。

夜間・休日に申告書を提出する必要がある場合には、この箱に投函してください。

◆ 県税の救済制度

納税者の事情により納税の猶予や税の減免が認められる場合があります。いずれも納税者からの申請が必要となります。

納税の猶予・減免

納税の猶予

次の場合には、それぞれの期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

- 納税者本人の財産が災害や盗難にあったとき
(1年(最長2年)以内)
- 納税者本人や家族が病氣にかかったり、負傷したとき
(1年(最長2年)以内)
- 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業したとき
(1年(最長2年)以内)
- 法定納期限後1年を過ぎてから課税されたとき
(1年(最長2年)以内)
- 軽油引取税において、軽油の代金を納期限までに受け取ることができないとき(2か月以内)
- 産業廃棄物税において、産業廃棄物の埋立処分料金及び産業廃棄物税を納期限まで受け取ることができないとき(2か月以内)
- 法人事業税の外形標準課税部分において、一定の要件を満たす赤字法人等であるとき
(3年(最長6年)以内)

県税の減免

次の県税については、それぞれの理由(主なもの)に該当する場合には、減額または免除されることがあります。

更正の請求・審査請求・取消訴訟

更正の請求

申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内(特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内)に限り減額の更正の請求をすることができます。

審査請求

県税の課税・徴収の処分について不服がある場合には、原則として、処分のあったことを知った日(例えば、納税通知書を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求をする場合は、なるべく総合県税事務所長を経由してください。

取消訴訟

取消訴訟は、原則として、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないなどの場合には、裁決を経ないでも提起することができます。

個人 の 県 民 税	・ 個人の市町村民税が減免された場合
法 人 の 県 民 税	・ 収益事業を行わない一定の一般社団・財団法人、公益社団・財団法人や認可地縁団体である場合
個 人 の 事 業 税	・ 生活保護を受けている場合 ・ 災害により事業用資産に被害を受け、かつ一定の事業所得以下の場合
不 動 産 取 得 税	・ 災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合 ・ 取得した不動産がその取得の日から1年以内に災害による被害を受けた場合 ・ 公共事業等のために買収・移転補償された不動産の代替不動産を一定期間内に取得した場合
自 動 車 税	・ 一定の級以上の身体障害者又は精神・知的障害者のために利用される場合 ・ 災害により自動車に被害を受けた場合

◆県税の納付方法

○次のコンビニエンスストアや金融機関での納付のほか、地方税統一 QR コード (eL-QR) を利用したキャッシュレス納付も可能です。

【納付方法】

キャッシュレス納付	スマートフォン決済	次の URL に記載のあるスマートフォン決済アプリ https://www.payment.eltax.lta.go.jp/	詳しくは P31 をご覧ください
	インターネットバンキング	地方税お支払サイト (令和 8 年 9 月「eL お支払サイト」に名称変更予定)	
	クレジットカード		
	ダイレクト納付		
窓口(現金)納付	指定金融機関	秋田銀行本店・支店	
	収納代理金融機関	銀行	北都銀行本店・支店、みずほ銀行本店・支店、 次の銀行の県内各支店：東北・北日本・青森みちのく・七十七・山形・きらやか・岩手
		信用金庫	秋田・羽後
		その他	秋田県信用組合・東北労働金庫(県内各支店) 各農業協同組合(本店・支店・支所・出張所)
		郵便局	東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
	コンビニエンスストア等	ポプラグループ ミニストップ セブン-イレブン ヤマザキデイリーストアー デイリーヤマザキ ローソン ファミリーマート MMK 設置店 ※コンビニエンスストア等の店頭では、原則として「スマートフォン決済アプリ」を利用したお支払いは できません。また、納付者控及びレシートは払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。	
	全国の地方税統一 QR コード 対応金融機関	次の URL に記載のある金融機関 https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ ※令和 8 年 9 月下旬からは、次の URL に変更予定 https://www.lta.go.jp/eltax/kyotsunozei/kinyukikan/	
県の事務所	各地域振興局内(総合県税事務所又は支所) ※北秋田支所については大館地区総合庁舎		

※収納票のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットでのお支払いはできません。



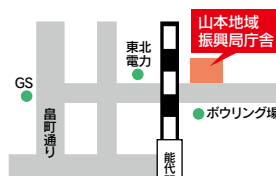
総合県税事務所
〒010-0951
秋田市山王四丁目1番2号
(秋田地方総合庁舎1階)
電話 (018) 860-3331 (納税証明・還付)
納税課 860-3332 (納税相談)
広域滞納整理課 860-3336 ()
課税第1課 860-3338 (法人二税・個人事業税等)
課税第2課 860-3341 (軽油引取税等)
課税第3課 860-3337 (不動産取得税等)
課税第4課 860-3339 (自動車税等)



総合県税事務所 鹿角支所
〒018-5201
鹿角市花輪字六月田1番地
(鹿角地域振興局庁舎1階)
電話 (0186) 23-2328



総合県税事務所 北秋田支所
〒017-0872
大館市片山町三丁目14番5号
(大館地区総合庁舎)
電話 (0186) 49-2211



総合県税事務所 山本支所
〒016-0815
能代市御指南町1番10号
(山本地域振興局庁舎1階)
電話 (0185) 52-6201



総合県税事務所 由利支所
〒015-8515
由利本荘市水林366番地
(由利地域振興局庁舎1階)
電話 (0184) 23-4105



総合県税事務所 仙北支所
〒014-0062
大仙市大曲上栄町13番62号
(仙北地域振興局庁舎1階)
電話 (0187) 63-5222



総合県税事務所 平鹿支所
〒013-8502
横手市旭川一丁目3番41号
(平鹿地域振興局庁舎1階)
電話 (0182) 32-0595



総合県税事務所 雄勝支所
〒012-0857
湯沢市千石町二丁目1番10号
(雄勝地域振興局庁舎1階)
電話 (0183) 73-3181

◆ 地方税統一QRコード(eL-QR)による納付

令和7年1月6日から、県税のすべての税目で、地方税統一 QR コード (eL-QR) を利用した納付が可能となりました。eL-QR 付き納税通知書又は納付書では、次の方法による納付が可能です。

(注1) ただし、納付書に「eL マーク」が印字されているものに限りです。

(注2) バーコードが印字されているものはコンビニエンスストアでの現金納付も可能です。

全国の eL-QR 対応金融機関等窓口

eL-QR に対応する全国の金融機関等の窓口で現金により納税してください。対応する金融機関等は、地方税共同機構ウェブサイトでご確認ください。

【地方税共同機構ウェブサイト】



スマートフォン決済アプリ

PayPay、楽天ペイ、auPAY、d 払いなど

【スマホ決済アプリ一覧】



地方税お支払サイト

※地方税お支払サイトは、令和8年9月に「eL お支払サイト」に名称変更予定です。

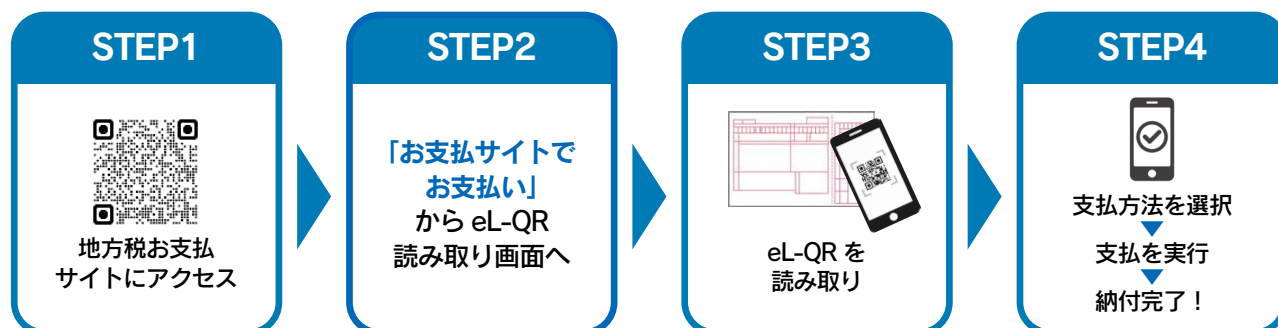
インターネットバンキング、クレジットカードなど

(注1) ご利用にはメールアドレスが必要です。

(注2) インターネットバンキングの場合、事前にご利用金融機関への利用申込が必要です。

(注3) クレジットカードの場合、納付額に応じてシステム利用料が発生します。

利用料はお支払画面でご確認ください。



スマートフォン決済アプリ及び地方税お支払サイトご利用の注意事項

- ・お支払手続きが完了すると、支払を取り消すことはできません。
- ・領収証書及び納税証明書は発行されません。必要な方は、総合県税事務所・各支所、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

◆口座振替制度

電話料金や電気料金などの支払いと同じように、みなさんが指定された金融機関の口座から自動的に納税できる、口座振替の申し込みも受け付けています。

口座振替できる税目

- 自動車税
- 個人事業税（1期・2期分）



口座振替の利点

- 納付のための時間と手数が省けます。
- 納期を気にしなくても取引金融機関が確実に納付の手続きをしてくれます。
- 現金を持ち歩かずに納付できますので安全です。

申込方法

①インターネットからの申込み

利用可能な金融機関

秋田銀行、北都銀行ほか、県内に本店・支店のある地方銀行

申込方法

右のウェブページから手続きをすることができます。

【自動車税】



【個人事業税】



②はがき（口座振替依頼書）の提出

利用可能な金融機関

秋田県内の銀行（ただし、秋田、北都、みずほの各銀行については、県外の本支店もご利用できます。）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協など（ゆうちょ銀行は、ご利用できません。）

申込方法

申込はがき（口座振替依頼書）に必要事項を記入し、預金口座を開設したときに届出している印鑑を押印して、ポストに投函するか、金融機関又は総合県税事務所（納税部・各支所）に提出してください。

申込期限

	申込期限	口座振替の開始時期
自動車税	3月末日	翌年度分から
個人事業税	6月末日	1期分から
	9月末日	2期分から

～安全安心、口座振替はあなたの手間を省きます～

◆県税のお問い合わせ先

ご不明な点やお知りになりたいことがありましたら、次のところにお気軽にご相談ください。

総合県税事務所 山本支所

〒016-0815 能代市御指南町1番10号
☎0185-52-6201
〔所管区域〕
〔納税業務〕能代市・藤里町・三種町・八峰町

総合県税事務所

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
☎018-860-3332
〔所管区域〕秋田市・男鹿市・潟上市・五城目町
八郎潟町・井川町・大湯村・県外
収納管理課 860-3331 (納税証明・還付)
納税課 860-3332 (納税相談)
広域滞納整理課 860-3336 (")
〔課税業務〕県内全域
課税第1課 860-3338 (法人二税・個人事業税等)
課税第2課 860-3341 (軽油引取税等)
課税第3課 860-3337 (不動産取得税等)
課税第4課 860-3339 (自動車税等)

総合県税事務所 由利支所

〒015-8515 由利本荘市水林366番地
☎0184-23-4105
〔所管区域〕
〔納税業務〕由利本荘市・にかほ市

総合県税事務所 雄勝支所

〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号
☎0183-73-3181
〔所管区域〕
〔納税業務〕湯沢市・羽後町・東成瀬村

総合県税事務所 北秋田支所

〒017-0872 大館市片山町三丁目14番5号
☎0186-49-2211
〔所管区域〕
〔納税業務〕大館市・北秋田市・上小阿仁村

総合県税事務所 鹿角支所

〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1番地
☎0186-23-2328
〔所管区域〕
〔納税業務〕鹿角市・小坂町

総合県税事務所 仙北支所

〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号
☎0187-63-5222
〔所管区域〕
〔納税業務〕大仙市・仙北市・美郷町

総合県税事務所 平鹿支所

〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号
☎0182-32-0595
〔所管区域〕
〔納税業務〕横手市

秋田県総務部税務課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 ☎018-860-1123
E-mail: zeimuka@pref.akita.lg.jp
URL: <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/12359>



県税のあらまし

発行日／令和8年8月

編集・発行／秋田県総務部税務課

〒010-8570秋田市山王四丁目1番1号

電話018-860-1123

この冊子は2,550冊作成し、印刷経費は1冊あたり114.4円です。